経済学研究科 長期履修学生制度について

教務委員会

長期履修学生制度とは、職業を有している等の事情により時間的制約があり、標準修業年限では卒業・修了が困難な学生に対して、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、学位取得することを認める制度です。

1. 申請資格

- ①職業を有している者
- ②育児又は親族の介護を行う必要がある者
- ③視覚障害, 聴覚障害, 肢体不自由その他の障害を有している者

※以下の学生は適用対象外とします。

- ・最終年次に在籍する者
- ・正規学生のうち外国人留学生(在留資格「留学」の者)。ただし、私費外国人 留学生については、育児・介護・障害を理由とする場合は適用対象とする。
- ・非正規学生

2. 申請書類

- ①長期履修申請書(別記様式第1号)
- ②長期履修計画書(別記様式第1号)
- ③申請資格を証明する書類 別紙参照

3. 申請期間

在学生 4月入学者 2月15日から2月末日

(その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、直近の金曜日) までの期間

10 月入学者 8 月 15 日から 8 月末日

(その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、直近の金曜日) までの期間

新入生 4月入学者 入学手続き書類提出締め切り日

10月入学者 入学手続き書類提出締め切り日

- 4. 提出先 (締め切り厳守)
 - · 文系教務課(経済)係

別紙 申請資格を証明する書類

申請資格	提出書類
職業を有する者	在職証明書及び社会保険証(写)
育児の場合	母子手帳(写)及び住民票
介護の場合	・介護保険被保険者証(写)及び住民票 ・要介護認定書(写)及び住民票 ・その他、介護していることを証明する 書類。
障害を有している者	・身体障害者手帳 (写) または医師の診断書 等